## 特 集 2

# 公正な取引慣行の実現に 向けた連合の取り組み

### 1. 中小企業労働者の労働条件 改善に欠かせない「公正な取 引慣行」の実現

「サプライチェーン全体で生み出した付加価値 の適正な分配の実現」は、2016春季生活闘争方針 で連合が提起した方針である。

2014春季生活闘争以降、連合は「月例賃金にこだわり、その引き上げを求める」方針を3年連続で掲げてきた。そのうえで、闘争を進めるにあたっては、中小企業労働者や非正規労働者などの「格差是正」と「底上げ・底支え」に重点を置いてきた。

2015闘争までの2年間で、月例賃金の引き上げをなし遂げるとともに、中小企業労働者の月例賃金の「底上げ」も実現することができた一方で、大手と中小の賃上げ率を見れば、そのかい離幅は2年の間でむしろ開いてしまった。また、月例賃金の絶対額は、連合全体と組合員300人未満の中小組合との間で、平均で5万円程度の差があり、依然として縮まっていない状況である。「賃上げ春闘」を進めれば進めるほど、中小と大手の賃金格差が拡大するという春季生活闘争の構造的な問

題に対する危機感も生まれた。

こうした2014と2015春季生活闘争の結果を踏まえ、2016春季生活闘争方針の策定にあたっては、今まで以上に実効性のある格差是正の取り組みが求められた。従来の考え方を越えた春季生活闘争の「格差是正」の取り組みがスタートしたのである。これが、2016闘争方針で掲げた「大手追従・大手準拠の構造からの脱却」を掲げた背景である。

「大手追従・大手準拠の構造」とは何か。ヤマ場(集中回答指定日)を設定し、大手企業や有力産業の回答引き出しを集中化、そこで作られる回答の相場を、続く組合に波及させていく闘争の組み立てが代表的なものである。いわば「トリクルダウン」形の相場形成である。2014闘争以降はこれに加えて「ボトムアップ」にも取り組むこととした。つまり、ヤマ場の回答引き出しの波及をはかる「トリクルダウン」と、中小労組が賃金の絶対水準にこだわり、到達目標水準などを掲げて要求実現をはかろうとする「ボトムアップ」、その両面作戦とした訳である。

趨勢的な労働人口の減少と雇用環境の改善により、賃上げしやすい環境は整っている。中小企業においては人手不足、採用難は深刻化しており、要員不足による事業縮小や廃業も増えている。そ

うした交渉環境の変化も追い風の要素として考え られた。しかしながら、労働需給が逼迫しても、 中小企業に振るべき「袖」がなければ賃上げは困 難であり、企業の持続可能性も失われる。そうし たことから、中小企業の収益性と生産性の向上を はかる取り組みを同時に行うことが、労働組合と しての社会的な責務であると認識し、そこで「公 正な取引慣行の実現」を「大手準拠・大手追従の 構造からの脱却」のもう一つの柱として進めるこ とにしたのである。

### 2. 連合「中小企業における 取引関係に関する調査」

2015春季生活闘争中の2015年5月、当時の連合 中小労働委員会の眞中行雄委員長(当時JAM会 長)が「中小企業取引関係調査を前倒しで実施し てはどうか」と提起された。前回調査は2012年5 月であり、本来であれば5年ごとなので次は2017 年であるが、中小企業を取り巻く経営環境は、円 高から円安へ、そして、原材料価格の高騰、景気 の一定の回復、雇用情勢の改善など大きく変化し ていた。それらの変化が中小企業の取引関係にど のような影響を及ぼしているのか点検し、中小労 組の「底上げ」「格差是正」の取り組みや、政 策・制度の実現に活用しようという提起である。 その後、中小労働委員会において設問や進め方の 検討を加え、2015年10月にアンケート調査票を全 国の中小企業(従業員数300名以下または資本金 3億円未満) 2万社に発送した。

前回調査との変更点は、為替や電力料金の状況 変化を踏まえた設問内容の見直しを行ったことと、 業種に「卸売・小売業」と「その他サービス業」 を加えたことである。

調査票送付企業は、帝国データバンクの情報に もとづき、労働組合の有無に関係なく調査対象企 業を無作為で選びだした。

結果として4,450社から有効回答を得ることが できた。回答をいただいた企業経営者の皆様にこ の場を借りて感謝申し上げたい。

### 3. 人材育成や製品・研究開発 など中小企業の経営上の問題

連合が進める「公正な取引慣行の実現」に向け た運動の主眼は、中小企業が収益性の改善をはか り、それによって生産性向上を果たすことができ る環境をつくりだし、そのことで、賃金・労働条 件の改善をはかることである。本稿では、そうし た連合の取り組みを前に進める観点で調査結果を 見ていきたい。

まず、中小企業の経営状況を点検したうえで、 生産性向上の鍵となる人材育成や製品・研究開発 の状況に関わる問題を見てみよう。

<3年前と比べた経営状況>は中小企業におい ても改善している(第1図)。[売上高・受注高] が「増加している」とする企業は前回調査に比べ 大幅に増えている。これに対し、「変わらない」 「減少している」という企業も合わせて依然過半 数を占めている。

一方、[営業利益] についても改善傾向にある が、「増加している」企業が34.3%にとどまり、 売上高や受注高は増加しているものの、利益に結 びついていない企業があることが伺える。

次に、〈研究開発の状況〉であるが、[製品・ サービスの差別化、新製品の開発状況〕を尋ねる 問いには、「進んでいる」とした企業が約3割に とどまり、前回、前々回調査と比べ徐々に低下し ている (第2図)。

また、[設備や技術の変化] については、約半 数の企業が「古くなった」と答え、「変わらない」 の3割と合わせると、大多数の企業で設備や技術 の刷新が進んでいないことがわかる (第3図)。

< 人材確保>についてはどうか。 < 3年前と比べた従業員の過不足状況>では、[正社員] が「不足」という企業が約5割になっている (第4図)。また、[パート・契約社員]、[派遣・請負労働者] の「不足」は正社員に比べて低く、「適正である」が過半数を超えている (第5図)。正社員の不足感が高まっていることが伺える。

[今後強化したい取り組み]の問いにおいても、「次代を担う人材の育成」が第1位選択で最も多い4割弱を占め、続いて「要員の確保」が2割強、以降、「営業・販売力の強化」「技術力・研究開発力の強化」が続いており、人材・要員の確保とその育成が中小企業の大きな経営課題と認識されて

いることが伺える(第6図)。

また、[2015年の賃上げの実施状況] の問いに対しては、「賃上げをした」企業は7割強にのぼり過去最大になっており(第7図)、足元の雇用逼迫や人材の確保・維持の観点から賃上げに踏み切った企業が大きく増えたことがわかる。

端的にいえば、業績は改善傾向にあるものの、 収益性の十分な改善には至っていないことから、 研究開発や設備・技術の更新といった生産性と収 益性の改善につながる取り組みは進んでいない。 また、その要となる人材確保についても、賃金改 善など努力をしつつも苦慮している様子が伺える 結果となった。

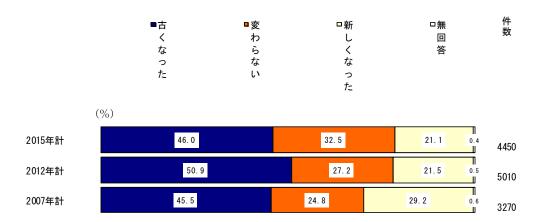
3年前と比べた経営状況 第1図 ■増 ■変 □減 口無 へわらな 加 少 して Ē (%) 41.6 2015年計 23. 1 35.2 4450 28. 1 13. 9 2012年計 57.8 5010 44. 7 2007年計 15.8 39.2 3270 34. 3 24. 9 2015年計 40.5 4450 16.8 2012年計 5010 31.4 20.3 2007年計 48.0 3270



第2図 製品・サービスの差別化、新製品の開発



第3図 設備や技術



第4図 正社員の過不足状況



### 第5図 正社員以外の社員の過不足状況

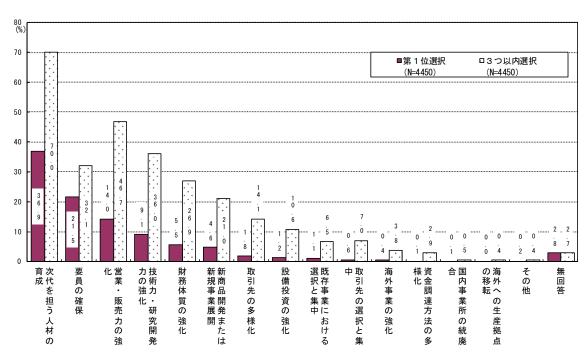
パート・契約社員の過不足状況 (パート・契約社員のいる企業)

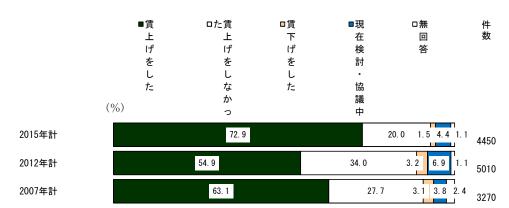


派遣・請負労働者の過不足状況(派遣・請負労働者のいる企業)



第6図 今後、強化したい取り組み





第7図 今年の賃上げ実施の有無

### 中小企業における 不公正な取引関係の状況

次に、<中小企業における不公正な取引関係の 現状>について確認していく。[現在、取引にお いて直面している問題〕を聞いた問いでは、第1 位選択で最も多い回答が「仕入れ単価上昇による コストアップ」で2割強を占めている。一方で 「単価の下落や引き下げ要請」が2割弱にのぼっ ており、調査時点での円安傾向や資源価格高騰と いった輸入品を中心とした原材料価格の上昇によ ってコストが上がる一方で、単価は下落するとい うジレンマが伺える。その他、「手間とコストの かかる納品の強制」「長い手形支払期間」「契約条 件や発注内容の度重なる変更」「休日前・終業後 発注など無理な発注」など、法令違反と思われる 内容が依然として存在することがわかる (第8 図)。

コスト上昇を単価・価格に転嫁できないジレン マの要因は何にあるのか。まず、「単価の引き下 げを断れない理由](3つ以内選択)を聞いた問 いでは、「大事な得意先だから」が約8割と最大 の理由となっており、次いで「他社との競争上断 れない」が6割強、「取引先も引き下げを求めら

れている」が約4割、「慣行として引き受けてき た」が約2割と続いている。経営に大きな影響の ある優良取引先との継続的な取引関係の維持を最 優先にせざるを得ず、それにより競争力の維持を はからなければならない状況が伺える。また、発 注元からの値下げ要請は、重層的な下請構造、サ プライチェーンの中で波及していく構造が見て取 れるものとなっている(図表省略)。

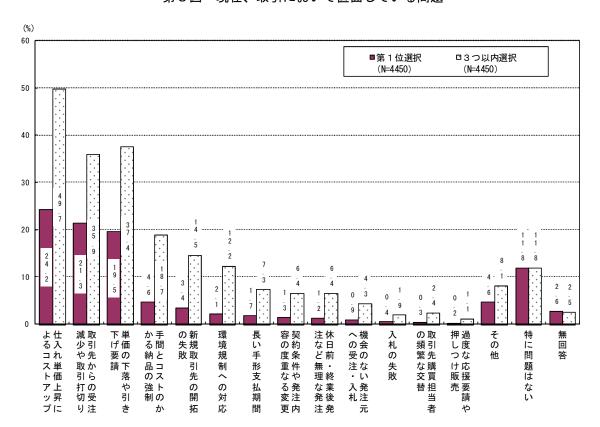
続いて、「単価引き下げのために実施した施策] (複数選択) についての問いでは、「作業工程を 工夫・改善した」が最も多く5割強となっており、 自社における現場でのカイゼンや生産性向上で値 下げ分を吸収する努力を行っていることがわかる。 一方で、「協力会社に価格引き下げを要請した」 「物流コストを引き下げた」「外注や請負に出し た」など、重層的な下請構造やサプライチェーン において値引きが連鎖していることや、物流業者 への一方的な運賃値引きの実態も伺える。また、 「賃上げの見送りや一時金を見直した」「人員を 削減し残業や休日出勤で対応した」「正社員を派 遣やパートに置き換えた」「企業内福利厚生の水 準を切り下げた」など、労働者の賃金、労働条件 にしわを寄せる形での対応も行われている。さら なる下請や物流業者への値引き要請が最終的には 労働者の賃金や労働条件で吸収している可能性が

高く、元請けからの単価引き下げは、取引関係の中で連鎖を繰り返しながら、中小企業労働者の賃金や労働条件を押し下げる要因となっている(図表省略)。

では、取引条件にも大きく関わる [契約の実態] はどうなっているのか。取引先との契約における問題状況について事例ごとに過去1年間に起きたことを聞いたが、8割前後の企業では不公正な取引慣行はなかった。一方で、「条件を契約文書で明文化しない」が2割強にものぼっているほか、「単価等の契約内容が守られない」(2割弱)、

「価格を取引先が一方的に決める」(約2割)、 「受注時に価格が決まっていない」(2割弱)と 依然として不公正な取引慣行が続く実態も明らか になった(第9図)。

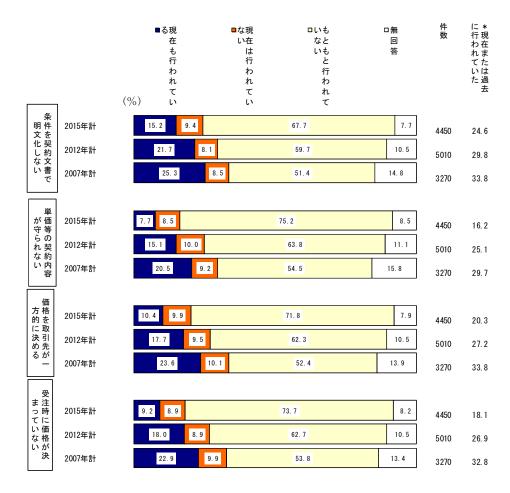
また、[主要な取引先との契約内容の設定方法]の問いには、「対等な話し合いで決定」が5割強と前回調査より増加しているが、「取引先の企業が主導して決定」が2割強で、「自社が主導して作成」(約1割)の2倍以上となっている。取引条件の決定で自社の意向が十分に反映できる状況になっていない企業が多い(第10図)。



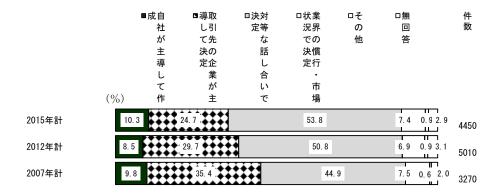
第8図 現在、取引において直面している問題



第9図 取引先との契約で過去1年間に起きたこと



第10図 主要な取引先との契約内容の設定方法



## 5. 中小企業関係の法律、制度 改善のための行政・政府への 期待

企業間での公正な競争環境を確保するために設けられた下請法(下請代金支払遅延等防止法)など法令等に対する認知度も調査で聞いている。

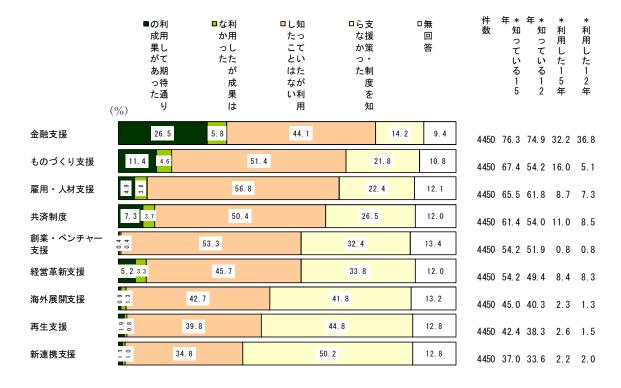
[下請法など6つの法令や行政の制度の認知度]については、「いずれの法令・制度も知らない」とした企業が驚くべきことに3社に1社にも及んでいる。認知度が最も高い「下請法」でも5割強で、それ以外の法令・制度はいずれも認知度

は低い (図表省略)。

また、中小企業を対象とした[中小企業庁の公的支援策・制度の利用状況]を聞いたが、「利用して期待通りの成果があった」が最も多かったのは「金融支援」で4社に1社となっている。また、製造業では「ものづくり支援」が前回調査と比べ大幅に増加しているが、それ以外の支援策・制度の認知度・利用状況はいずれも低い(第11図)。

中小企業の生産性向上や賃金上昇につながる支援策が徐々に充実しつつある中で、政策の効果を 高めるためにも認知度を高める周知の強化が求め られる。

第11図 過去3年間における中小企業を対象とした中小企業庁の公的支援策・制度の利用状況と認知度



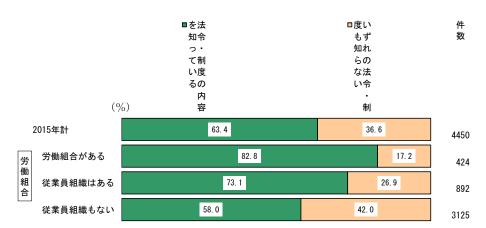
### 連合・労働組合の 今後の取り組み課題

これまで調査結果を見てきたことについて誤解 を恐れずまとめれば、「コストは上昇傾向にある 一方で、取引関係のなかで、コスト上昇分を単 価・価格に転嫁できず、むしろ下げられるような 状況のもとで、中小企業の収益性の向上は十分に 進まず、その結果、生産性向上につながる設備・ 技術の刷新や研究開発や人材確保・育成が十分に 進んでいない」、「取引に関する法令などのルール の認知度は低い」ということである。

労働組合として、中小企業労働者の賃金・労働 条件の改善を進めるためには、取引関係における 構造の問題にも踏み込んで、改善をはかっていく ことが必要である。

今回の調査では、労働組合の有無で回答を分析 した設問がいくつかある。先にみた法令や行政の 制度に対する認知度について、「法令・制度の内 容を知っている」は、労働組合も従業員組織もな い企業で6割弱であるのに対し、労働組合がある 企業では8割強になっている(第12図)。この問 いだけでは断定できないが、組合員の雇用と生活 に責任を持つ労働組合が、労使協議や交渉などを 通じて、経営状況を明らかにすることで、経営の 透明化を進めるとともに、経営者の経営努力に対 する後押しにもつながっているのではないだろう か。そうした観点で、労働組合が果たす役割はき わめて大きいといえる。

また、取引関係に起因する問題は、中小企業や そこで働く労働者だけの問題ではない。調査結果 において確認したが、不公正な取引や取引慣行に 制限され、対等に取引の交渉ができなければ、中 小企業の収益性が不当に損なわれて人的資本形成 や研究開発が進まず、サプライチェーンや産業そ のものを脆弱化させることになる。企業が生み出 した商品やサービスの価値を適正に評価し、適正 な価格で取引を行うことで、産業全体で創造した 付加価値の適正な分配を実現することが、産業全 体、サプライチェーン全体、しいては日本経済を 改善する重要な問題であると捉えるべきである。



第12図 内容を知っている法令、制度

こうした認識を踏まえ、連合では、公正な取引 慣行の実現に向けて、「政府の法令等取引ルールの社会全体への周知の徹底と監視・取り締まりの強化の要請」や「経営者団体との連携強化による『公正な取引慣行の実現』に向けた社会的な機運 醸成」、「中小企業のみならず大手企業を含めた組合員の取引ルールの周知・啓発活動の強化」に取り組んでいる。

今回の調査で得られた結果は、2016春季生活闘争まっただ中の2016年3月に「中間報告」としてプレスリリースを行い、組合の交渉材料の一つとして活用した。また、2016年9月には、最終報告書の内容をプレスリリースし、社会に対するアピールを行った。

行政に対しては、2016年3月から4月にかけて 中小企業庁長官と公正取引委員会事務総長に要請 を行い、中間報告の趣旨を伝え、法令などのルー ルの周知と監視・取り締まりの強化を要請した。 また、2014年と2015年に開催された「経済の好循 環実現のための政労使会議」において、労働側の 主張などをもとに、中小企業の取引条件の改善が盛り込まれた。これにより、2015年12月には「取引条件改善のための関連府庁等連絡調整会議」が立ち上がり、政府としても具体的な検討が進んでいる。

経営者に対しては、2016年3月に中小企業家同 友会全国協議会や中小企業団体中央会と相次いで トップレベルでの意見交換会を開催し、調査結果 を共有するとともに、中小企業の取引条件の改善 に向けて、ともに連携していくことを確認した。

また、組合員向けの周知・啓発については、組合員が取引の正しいルールを知り、不公正な取引が賃金・労働条件や産業の持続可能性に影響を及ぶことを理解するために、2016年10月に「『公正な取引慣行』を実現しよう」というパンフレットを発行し、組合員の理解促進を進めている(資料)。

連合は、中小企業の底上げ・格差是正のために、 粘り強く公正な取引慣行の実現に向けて取り組ん でいく。

(2016年10月発行) \_ シ によるパンフレ 徊 뻸

